

税務経理

目次

〔シリーズ〕マイナンバーのルーツとその課題を探る(6)……………8

〔解説〕パート主婦、新たな「壁」意識―2017年度税制改正ポイント解説……………2

〔ニュース詳報〕配偶者控除、小手先の見直し―17年度与党税制改正大綱の底流……………6

安倍首相、米へ働き掛け継続―TTPを承認、発効は絶望的……………18

第三者への重要情報提供、速やかに公表を―金融庁報告書案が新ルール……………19

〔税制・税務の動き〕求人詐欺、企業に罰則―来年、改正法案を提出・厚労省、など……………14

〔税金周辺情報〕景況感、2期連続プラス―10〜12月期の大企業・財務省、内閣府、など……………16

〔私の苦心〕「経済状況の分析と効果的な滞納整理」―東京都武蔵野市財務部納税課長 藤本賢吾……………20

フォーラム

諫早湾裁判の矛盾

政策研究大学院大学教授
福井 秀夫

国が長崎県で実施している諫早湾干拓事業をめぐることは、漁業者が国に開門を求めた訴訟(前訴)では2010年に福岡高裁が出した開門命令に対して国が上告せず確定したが、国は開門せず、「間接強制」として原告1人当たり2万円計90万円を毎日払い続けている。一方、干拓地農業者が国に開門差し止めを求めた訴訟(後訴)では13年に長崎地裁が開門禁止仮処分決定をし、開門した人間接強制金を国に課すこととした。

国が長崎県で実施している諫早湾干拓事業をめぐることは、漁業者が国に開門を求めた訴訟(前訴)では2010年に福岡高裁が出した開門命令に対して国が上告せず確定したが、国は開門せず、「間接強制」として原告1人当たり2万円計90万円を毎日払い続けている。一方、干拓地農業者が国に開門差し止めを求めた訴訟(後訴)では13年に長崎地裁が開門禁止仮処分決定をし、開門した人間接強制金を国に課すこととした。

て、最高裁は15年、別個に審理された司法の判断が分かれることは制度上であると明言して両被告を棄却。この結果、国は現在、開門してもしなくても、どちらかを履行していないことを理由に間接強制金を課され続ける立場にある。

矛盾の主要因は、前訴原告が後訴にも補助参加し、開門しないことで漁業被害が生じていると主張しようとしたが、被告の国がこれを主張しないと決めたため、裁判所が補助参加人らの主張を審理できなかったことにある。国がこの特異な訴訟

行為を採らず、漁業被害について見解を示せば、異なる裁判所でも事実認定の矛盾は避けられた。とはいえ、特異な訴訟行為でも民事訴訟で行うのは自由である。その不利益を当事者が負う限りは第三者の不利益は生じない。しかし重要なのは、民事訴訟制度上許される行為でも、公共の利益の体現者である国の恣意的な訴訟行為の結果、そのツケが税金で賄われている、という論点である。

そうである以上、本問題の解決と、今後の同種事案の回避のためには立法が不可欠である。すなわち諫早湾裁判では、前訴と後訴で矛盾する請求権が適法に併存しているのだから、立法により、費用便益分析を行った上で、開門、閉門を含む現時点での最善の選択肢を民事・行政法的手法で見いだして確定することとし、その結論によって損なわれる当事者の権利があれば、憲法29条に基づき正当に補償することで收拾するほかない。

さらに今後、当事者外の者にも影響が及ぶ事業については、その事前審査において、少なくとも狭義の法的利益が侵害される当事者すべてに参加を義務付け、一元的な結論を得る仕組みを構築すべきだろう。

事後の司法審査では、恣意的訴訟行為を禁じるとともに、税や環境に関して薄く広がった損害を被る国民一般も争うことができる訴訟の仕組みをつくること、裁判の矛盾回避、事業の適正性確保の観点からも妥当である。